会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第 2104 号
令和５年１月３０日

郡市医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　登　坂　英　明）

第１０期埼玉県新型コロナウイルスワクチン
個別接種協力金の周知について

新型コロナウイルス感染症対策並びにワクチン接種に関しまして多大なるご協力を賜り感謝申し上げます。

ワクチン接種に関しましては、埼玉県からの協力金の申請について、ご案内申し上げます。

第１０期の請求は、２月５日から末日までです。締め切り日は厳守くださるようお願い申し上げます。（支給対象は、令和４年 12 月４日から令和５年２月４日までの接種分です）。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、貴会管下、接種に関する集合契約に参加している会員あてご周知くださいますようお願いいたします。

なお、同通知は、医療機関あてに、埼玉県からは 10 月末時点の V-SYS 登録医療機関に対し郵送されており、また、市町村からは接種実施医療機関に電子メールで周知をしておりますので、各種ご確認いただき、「請求の手引き」を参考にしてお手続きいただきたく存じます。

担　当：業務Ⅰ課　石田
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

埼玉県八潮医師会
収受
5.1.31
第 1130 号

保政第１４５７－１号
令和５年１月２５日

一般社団法人埼玉県医師会
会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　山﨑　達也
（　公　印　省　略　）

第１０期埼玉県新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金
の周知について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県では、新型コロナウイルスワクチンの接種実績に応じて埼玉県新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金を支給しており、令和４年１２月末をもって第９期の請求受付が終了しました。

この度、第１０期（令和４年１２月４日から令和５年２月４日までの接種分）の協力金について別紙のとおり支給することとなりましたので、御案内申し上げます。

つきましては、各郡市医師会長に対し、会員医療機関に別紙の内容を御周知いただくよう御連絡をお願いいたします。

担　当　ワクチン対策担当
企画・相談・広報グループ　柳・市川
電　話　０４８－８３０－７５０１

別紙

第１０期埼玉県新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金

１　対象期間

令和４年１２月４日（日）から令和５年２月４日（土）までの接種分

２　請求受付期間

令和５年２月５日（日）から令和５年２月２８日（火）まで（必着）

３　受付方法

２月５日以降に様式ファイルを電子メールで送信してください。

【請求先電子メールアドレス】shinsei@kobetsu-saitama.jp

件名：『医療機関名　第１０期協力金の請求』としてください。

本文：『医療機関名、部署、ご担当者名、電話番号』を記載してください。

４　支給額（※第９期以降の変更箇所は太字下線部分になります。）

（１）診療所

① 週100回以上の接種を対象期間中に４週間以上行い、**かつそれぞれの１週間のうち、少なくとも１日は、時間外、夜間または休日（※１）のいずれかの時間帯で接種体制を用意（※２）している**場合には、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円

② 週150回以上の接種を対象期間中に４週間以上行い、**かつそれぞれの１週間のうち、少なくとも１日は、時間外、夜間または休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意している**場合には、週150回以上の　接種をした週における接種回数に対して回数当たり3,000円

③ 50回以上／日の接種を行い、**かつその日に時間外、夜間または休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意している**場合には、１日当たり定額で10万円

注：①又は②と③は、重複して請求できません。

注：①及び②の加算は、規定回数を達成できなかった週は対象になりません。

注：①及び②の「４週間以上」は、連続する必要はありません。

注：③の対象となる日は、50回以上/日の接種を行った日に限ります。

注：支援の要件となる接種数には、時間外、夜間に行った接種以外の接種（日中の診療時間内に行った接種等）を計上して差し支えありません。また、時間外、夜間に接種可能な接種体制を用意した上で、結果的に時間外や夜間の時間帯において接種がなかった場合も、当該時間帯以外での接種により要件となる接種数を満たしていた場合には支援の対象となります。

（※１）：本支援における時間外、夜間及び休日の定義

以下の記載のとおりとなり、いずれか一つに該当すれば要件を満たします。

・時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

・夜　間：18時以降（医療機関の診療時間に関わらない）

・休　日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第３条に規定する休日。

なお、１月２日及び３日並びに１２月２９日、３０日及び３１日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。）

ただし、時間外、夜間について、当初に予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に時間外・夜間の時間帯に接種することとなった場合は該当せず、予約受付

などの段階において当該時間帯に受け入れているなど、当初から接種可能な体制を取っている必要があります。

また、接種費用の時間外・休日の接種に対する加算（時間外＋730 円、休日＋2,130 円）における考え方とは異なるためご留意願います。（例：土曜日に診療時間を設けている医療機関が診療時間内に接種を行った場合、本支援における休日（土曜日）に接種体制を用意しているため、本支援の要件は満たすが、接種費用の請求においては、従前どおり、土曜日は休日ではなく、また、診療時間内の接種であることから、時間外加算、休日加算の請求は出来ない。）

（※２）：接種体制を用意について

「接種体制を用意」には、時間外、夜間または休日において、自身の診療所で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合も含みます。

なお、時間外・夜間または休日の接種への取組の要件を満たすものであって、自治体の集団接種会場等での接種を自身の医療機関の接種回数に計上するものではありません。

（２）病院

①　特別な接種体制を確保した場合であって、50 回以上／日の接種を週１日以上達成する週が対象期間中に４週間以上ある場合には、①に加えて以下を加算 医師　　１人１時間当たり 7,550 円 看護師等　　１人１時間当たり 2,760 円

注：看護師等には、通常診療とは異なる体制でワクチン接種に専従された方であれば事務職等も含まれます。

【請求に関する御質問】
担　当　埼玉県個別接種促進事業コールセンター
電　話　０５７０－２００－７４５
（土日祝日含む９：００～１８：００）